

令和2年11月定例総会 (令和2年11月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和2年11月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月30日(月) 午後3時30分～4時05分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (18人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤 作栄
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (1人)

農政振興部会長職務代理者 17番 後藤 宗一

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第38号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第39号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 5	議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 6	部会報告 農政振興部会報告
第 7	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局長	佐久間 清
次長	島 貫 徹
農地係長	浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年11月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、農地利用最適化推進委員さんからも多数出席いただいております。</p> <p>なお、17番 後藤 宗一委員から欠席の連絡がありました。が、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させていただきます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>また、本日は、新潟県農業会議より堀事務局長が視察のため同席しております。</p> <p>次に、令和2年10月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、7番 武田 武盛 委員、8番 小林 浩 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第38号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、日程第4、議案第39号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。</p> <p>議案第41号、38号及び39号については、11月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第41号農地法第3条許可申請に関する意見</p>

決定について報告します。

申請は6件です。追加議案をご覧ください。

番号1番

所在地 北区鳥屋 以下記載のとおり
譲受人 北区早通 以下記載のとおり
譲渡人 北区鳥屋 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 16平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 125万円
通作距離 2キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 302.83アール
地域区分 農用地区域外

譲受人は申請地の隣接地を売買で所有しましたが、乗り入れが狭いため購入を考え、譲渡人と売買で話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区下土地亀 以下記載のとおり
譲受人 北区下土地亀 以下記載のとおり
譲渡人 北区下土地亀 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 7.08メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 42万円
通作距離 50メートル
譲受人の農業従事者数 5人
譲受人の経営面積 330.84アール
地域区分 農用地区域外

譲受人は申請地周辺の農地を所有しており、規模を拡大のため、労働力が不足している譲渡人と売買の話がまとまったものです。

番号3番

所在地 北区岡新田 以下記載のとおり
譲受人 北区里飯野 以下記載のとおり
譲渡人 北区早通 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 161平方メートル
契約内容 売買

10アール当り対価 50万円
通作距離 2キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 1,380.39アール
地域区分 農用地

譲受人は申請地周辺の農地を所有しており、譲渡人から労働力が不足したため、売却の話があり、売買することで話がまとまったものです。

番号4番

所在地 北区横越十二前 以下記載のとおり
譲受人 阿賀野市金淵 以下記載のとおり
譲渡人 阿賀野市法柳新田 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 723平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 30万円
通作距離 0.1キロメートル
譲受人の農業従事者数 4人
譲受人の経営面積 189.01アール
地域区分 農用地

申請地は隣の田と畔を抜いて一緒に耕作されていましたが、その田の地主が県外に居住しており、売買を希望していました。今回その田が売買されることになり、規模拡大を考えている譲受人が申請地も一緒に売買することで話がまとまったものです。

番号5番

所在地 北区横越十二前 以下記載のとおり
譲受人 阿賀野市金淵 以下記載のとおり
譲渡人 調布市国領町5丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 297平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 30万円
通作距離 0.1キロメートル
譲受人の農業従事者数 4人
譲受人の経営面積 189.01アール
地域区分 農用地

譲渡人は相続で申請地を所有しましたが、県外に住んでお

り、売買を希望していました。今回、規模拡大を考えている譲受人と売買で話がまとまったものです。

番号6番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり
譲受人 北区太田 以下記載のとおり
譲渡人 聖籠町藤寄 以下記載のとおり
地目及び面積 畑6筆 3, 255平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 66万円
通作距離 4キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 28.21アール
地域区分 農用地区域外

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、市外に住んでおり、遠方であることと、労働力が不足したため、売却を考えていました。今回規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第38号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区鳥屋 以下記載のとおり
転用者 北区鳥屋 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆 360平方メートル
農地区分 第2種農地
転用内容及び土地利用面積
農家住宅建築敷地 360平方メートル

転用者は現在、申請地の隣に住んでいますが、現在の住居を息子家族に譲り、現在別に住んでいる娘の家族と同居することになり、農家住宅を建築する事で話がまとまったものです。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は転用者の自宅に隣接しており、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

続きまして議案第39号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は4件です。議案書2ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区新井郷 以下記載のとおり

転用者 東区海老ヶ瀬新町 以下記載のとおり

所有者 北区新井郷 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 296平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 贈与

転用内容及び土地利用面積

農家住宅建築敷地 427.26メートル

転用者と土地所有者は親子関係で、現在、東区に住んでいます。申請地は実家に近く、贈与で申請地をもらい受け、農家住宅を建築することで話がまとまったものです。

申請地は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

番号2番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 以下記載のとおり

所有者 南魚沼市浦佐 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 304平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

車庫及び庭園敷地 304平方メートル

転用者は申請地の隣に事務所と住宅を所有していますが、現在の敷地が手狭になり、車庫、庭として使用するため売買することで話がまとまったものです。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請地は転用者の自宅に隣接しており、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

番号3番

所在地 北区横土居 以下記載のとおり

転用者 北区横土居 株式会社 松前港商

所有者 阿賀野市横山 以下記載のとおり

地目及び面積 畑3筆 1, 548.30平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

駐車場敷地 1, 548.30平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の隣で不動産賃貸業を営んでいます。申請地は先代の土地所有者が亡くなり、耕作されず荒れていました。その後、相続に時間がかかり、今年になって相続人が決まり、相続人から売買の話があり職員駐車場にするために申請をしたとのことでした。

委員から、申請地に不法投棄されたごみがあるがどのように処分するのかとの質問に、不法投棄していた人が特定できたので、その人が撤去することで合意しているとのことでした。また、周りに農地があるので、迷惑をかけないように管理してほしいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で、その面積が既存敷地の1/2以内であるため許可できるものです。

番号4番

所在地 北区新崎1丁目 以下記載のとおり

転用者 柏崎市新橋 植木不動産 株式会社

所有者 中央区山二ツ5丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 畑2筆 594平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

貸資材置場敷地 1, 279.26平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。不動産業を営んでいる転用者に、申請地の近くで資材置場を借りたいという依頼があり、申請地を売買で購入できることになったため貸資材置場に転用するため申請をしたとのことでした。

委員から、申請地付近は道路が狭いが対策は考えているのかとの質問に、大型車出入りは迷惑がかかるので、4トンの小型

<p>議 長</p>	<p>トラックで搬入、搬出を考えているとのことでした。また、クレーンなどの重機を使うと騒音のトラブルが考えられるがいかかとの質問に、申請地の近隣の住民に計画を説明し、理解を得ているとのことでした。また、資材は何を置くのか、また、雑草の対策はどのようにするのかとの質問に、申請地に置く資材は主に残土、砕石、砂利を置く予定で、廃材は置かない。残土には養生シートをかけることにしている。また、砕石を敷いて雑草が生えないようにするとのことでした。</p> <p>転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。転用地を借りる業者の現場に近く、転用地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第38号 農地法第4条許可申請に関する意見決定について、及び議案第39号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5、議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第40号については、11月24日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>私も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を本田会長職務代理と交代いたします。</p>

<p>議 長 (本田会長職務代理)</p>	<p>最初に、「新潟市農用地利用集積計画の決定」のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、3ページから6ページの利用権設定新規のうち、11番の1件、7ページから20ページの利用権設定更新のうち、5番、53番、58番、63番の4件、計5件について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、5番 佐藤 作栄 委員、19番 首藤 正男 委員の退席を求めます。</p> <p>(議事参与委員 退席)</p>
<p>議 長 (本田会長職務代理)</p>	<p>それでは、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、議案書3ページから6ページの利用権設定 新規のうち、11番の1件、7ページから20ページの利用権設定 更新のうち、5番、53番、58番、63番の4件、計5件となります。</p> <p>次に、議案書3ページから20ページの利用権設定について、申請案件の説明をいたします。</p> <p>利用権設定の譲渡人の貸付け理由は、離農及び規模縮小によるもので、譲受人の借受けの理由は、規模拡大によるものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果原案の、とおりに決定することといたしました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。</p>

(本田会長職務代理)	<p>なお、案件数が多いため、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。 何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長 (本田会長職務代理)</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長 (本田会長職務代理)</p>	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定新規の11番、利用権設定更新の5番、53番、58番、63番の計5件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員 入室・着席)</p>
<p>議長 (本田会長職務代理)</p>	<p>会長が戻られましたので、議長を交代いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。 なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和2年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。 ①利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で83件99,759平方メートルです。そのうち、議事参与の制限</p>

に該当する案件を除く設定は、78件 375, 800平方メートルです。②農地中間管理権設定は14件 48, 760平方メートルです。④所有権移転は5件 19, 141平方メートルです。

利用権設定の申請案件の説明をいたします。

議案書は、3ページから20ページになります。

新規の利用権設定は16件、利用権更新は67件の契約内容となっています。

譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小等によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書21ページをご覧ください。

所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番から5番 売買です。

各番号ともに、譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。

議案書22ページから24ページをご覧ください。

中間管理機構への貸付けを行う14件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金の申請者は2名となっております。

申請案件は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程」に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、「農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件」である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の経営基準面積等を審査しました。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。

皆様のなお一層のご審議をお願いいたします。

議 長

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご

議 長	<p>発言願います。 何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第40号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」の案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第6、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。 11月24日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料2ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定83件、農地中間管理権14件、所有権移転5件を審議しました。</p>
事務局	<p>また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。 皆様のなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議あり</p>

議 長	<p>ませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第7、報告事項を議題とします。</p> <p>事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書31ページから37ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、10件専決処分しました</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、20件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、13件専決処分しました</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和2年11月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 午後4時05分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 武田 武盛

委員 小林 浩